

7 税の減免・料金の割引

1 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障がい者が運転、あるいはその家族（同一世帯の方）や介護者が障がい者の通学、通院、通所、通勤等のために運転する自家用車については、1人につき1台の自動車（軽自動車等も含む）、税金が減免となります（減免は申請が必要です）。

① 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免

○：該当

	等級別		本人運転・家族・介護者運転					
	障がい別		1	2	3	4	5	6
対象者 ※	視 覚 障 が い		○	○	○	○	○	
	聴 覚 障 が い			○	○			
	平 衡 機 能 障 が い				○		○	
	音 声（喉頭摘出）機能障がい				○			
	上 肢 機 能 障 が い		○	○				
	下 肢 機 能 障 が い		○	○	○	○	○	○
	体 幹 機 能 障 が い		○	○	○		○	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい（一上肢のみの運動機能障がいを除く）	○	○				
		移動機能障がい	○	○	○	○	○	○
	心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸の機能障がい		○		○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい		○	○	○			
	知 的 障 が い		療育手帳 A					
	精 神 障 が い		精神障害者保健福祉手帳1級でかつ自立支援医療の受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている者 注）普通自動車の場合は、手帳保持のみで可（1級）					

※2つ以上の重複障がいがあり総合等級となっている場合は、各障がいの個別等級により判断

【車の所有者について】

車の所有（納税義務者）は、障がい者本人でなければなりません。

ただし、身体障がい者が年齢18歳未満、知的障がい者、精神障がい者の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車でも減免可能です。そうでない場合は、3月末日までに車検証の名義を本人に変更し、翌年度の自動車税から減免申請を行ってください。なお、年齢18歳未満を要件として家族所有により減免を受けた方については、満18歳になった翌年度以降最初に到来する車検証の有効期限までに、本人の所有にする必要があります。

【年度の途中で名義変更により車を取得した場合】

名義変更により車を取得した場合、自動車税については、その年度は課税されないため、減免できません（4月1日現在の所有者等が納税義務者になります）。

【申請手続きについて】

◆普通自動車の場合

・新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く）

	申請日	減免額	申請書提出先
1	車を登録するとき（登録日）	全額	石川県税務課分室
2	登録日以後、当該年度の2月末日まで	申請日の翌月から月割で計算した額	小松県税事務所

・4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	減免額	申請書提出先
1	3月31日現在	自動車税納期限内（5月末）	全額	小松県税事務所
2	減免要件に該当	納期限後から当該年度の2月末日まで	申請日の翌月 から月割で計 算した額	
3	4月1日以後に 減免要件に該当	減免要件該当日から当該年度の2月 末日まで		

◆軽自動車の場合

	申請日	減免額	申請書提出先
新規の場合	軽自動車税納税通知書が届いてから5月31日までの期間（ただし、期間内に申請できない事情等がある場合は、お早めに市税務課窓口までご連絡下さい）。	全額	小松市税務課
継続の場合	毎年4月に「お知らせ」が届きますので、変更がないか確認下さい。 ・変更ありの場合は、5月31日までに手続き必要 ・変更なしの場合は、手続き不要		

種 類	申 請 に 必 要 な 書 類
本 人 運 転	①納税通知書 ※ ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、(戦傷病者手帳) ③運転免許証 ④減免申請書(申請書提出先にあります) ⑤マイナンバー★ ⑥車検証(障がい者本人の名義のもの)
家 族 運 転 (同一世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦世帯全員の住民票(続柄記載のもの) ※ ⑧自動車使用目的証明書(次のいずれかに該当することの証明書 様式有) ア 通学(園) 証明書・・・学校(園) 長の証明 イ 通院証明書・・・・・・医師(はり、灸、マッサージ師等不可) の証明 (疾病名、病状、通院回数等の記載により継続的な通院が認められるもの) ウ 通所(通勤) 証明書・・所長(雇用主) の証明 (通学(園)・通所には、児童福祉施設等に入所している者が月2回以上帰宅する際の送迎を含む) エ 生業証明書・・・・・・民生委員・町会長等の証明
介 護 者 運 転 (別世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦介護者の住民票 ※ <u>介護者運転の場合、②の手帳に常時介護者として氏名等の証明があること。</u> <u>この証明については、小松市ふれあい福祉課にて行いますので申請をして下さい。</u> ≪常時介護者運転の証明に必要なもの≫ 1 運行計画書 2 証明書(通院先等) 3 誓約書 4 介護者の運転免許証 5 車検証(障がい者本人の名義のもの)

介護者運転…障がい者のみで構成される世帯で、別世帯のものが継続して少なくとも1年以上、週3日以上通学等のため運転を行っているか、行う見込のもの。

【提出書類】 ※印について、軽自動車の場合は必要ありません。

★印について、普通自動車の場合は必要ありません。

注) ⑦を申請日の前に取得する場合は、申請日前2か月以内のものであれば有効になります。

2か月以上前に取得した証明は、取り直しになります。ご注意ください。

② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

自動車（軽自動車を含む）を取得する場合、一定の評価額以上であれば中古車でも課税されますので、車を登録するときに減免申請を行ってください。

対 象 者	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
必 要 な も の	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
申 請 期 限	車を登録するとき（登録の日）

【お問い合わせ先】

① 普通自動車（軽自動車の環境性能割を含む）について		
石 川 県 税 務 課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県税務課分室	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館内	076-239-3631
石川県税務課分室	小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
② 軽自動車（種別割）について		
小 松 市 税 務 課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8029

※自動車税環境性能割につきましては、軽自動車の場合でも上記①のいずれかまでお問い合わせ下さい。



2 各種税金控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、次のような措置が設けられています。

① 所得税・住民税の障がい者控除

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
手 続 き 方 法	給与所得者の場合は年末調整時に、それ以外の人は確定申告の時に手帳を呈示してください。
問い合わせ先	小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030

② 相続税の税額控除

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
問い合わせ先	小松税務署 22-1171

③ 少額貯金の非課税制度

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
対象となるもの	郵便貯金、銀行預金、公社債の限度額までの利子
問い合わせ先	各金融機関

(参考) 所得税・住民税の医療費控除

対 象 者	下記の医療費を支払った方
対象となるもの	診療費、医薬品購入費、寝たきりの方のおむつ費用、ストマ用装具費用 ホームヘルパー・入浴車の派遣費用などの医療費 (おむつ費用、ストマ用装具費用については医師の証明必要) ※医療費の助成制度や健康保険の高額療養費制度などにより、払い戻しを受けた金額は対象となりません。
問い合わせ先	小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030

3 乗り物運賃の割引

① バス運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者	
内 容	区 分	割 引 率
	第1種障がい者（介護者と共に乗車）	5割（介護者共）
	その他の方	5割（本人）
備 考	距離に制限はありません。手帳を係員に呈示して割引を受けてください（定期券の割引もあります）。 割引制度の有無は各バス会社に確認ください。	
問い合わせ先	各バス会社営業所	

② JR運賃の割引 ※精神障害者保健福祉手帳保持者は令和7年4月1日より適用開始

対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳保持者			
内 容	区 分	種 類	割 引 率	取扱い区間
	第1種障がい者 (介護者と共に乗車)	普通乗車券 定期券 回数券 普通急行券	5割 (介護者共)	全線
	第1種及び第2種 障がい者の単独乗車	普通乗車券	5割 (本人のみ)	100kmを 超えるもの
手続き方法	手帳を窓口で呈示し、割引を受けてください。			
問い合わせ先 JR西日本お客様センター 0570-00-2486				

③ IRいしかわ鉄道運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳保持者、精神障害者福祉手帳 1 級		
内 容	区 分	種 類	割 引 率
	第 1 種障がい者 精神障がい者 1 級 (介護者と共に乗車)	普通乗車券 定期券 回数券	5 割 (介護者共)
	第 2 種障がい者 精神障がい者 2 ・ 3 級	普通乗車券 回数券	5 割 (本人のみ)
		定期券	5 割 (本人又は 1 2 歳未満の本人＋介護者)
手 続 き 方 法	手帳を窓口で呈示し、割引を受けてください。		
問い合わせ先 I R いしかわ鉄道株式会社 0 5 7 0－0 5 5－5 2 1			

④ タクシー料金の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	手帳を呈示すれば 10% が割引されます。
備 考	福祉タクシー利用券の交付者は同時に利用できます。 割引制度の有無は各タクシー会社に確認ください。
問い合わせ先	各タクシー会社営業所

⑤ 航空運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	本人・介護者（満 12 歳以上で介護能力のある人）1 名それぞれに割引 ※介護者は障がい者と同時に同一区間を旅行する場合。
対象となるもの	満 12 歳以上の障がい者が国内航空便を利用するときの運賃
手続き方法	・手帳を航空券販売窓口にも必ず呈示 ・障がい者単独または介護者とともに搭乗する場合に適用。介護者とともに搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入
問い合わせ先	各航空会社営業所

4 有料道路の割引

身体障がい者・知的障がい者または前者の障がい者の親族等が所有する車で、本人自ら運転する場合、または身体障害者手帳第1種若しくは療育手帳Aをお持ちの方が乗車し、介護者が運転する場合は**有料道路通行料金が半額**になります。

対 象 者	本人運転 …………… 身体障害者手帳保持者 介護者運転 …………… 第1種障がい者 ※療育手帳保持者についてはAの方のみ。
対象自動車の範囲	<u>自家用車で個人名義のもの(他 要件あり)</u> ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は割引の対象外です。
手 続 き 方 法	ふれあい福祉課で手帳に証明を受けて下さい。 一度の申請で最大2年間有効です。 有効期限が切れる2か月前から更新の手続きをすることができます。
手続きに必要なもの	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 車検証（車を登録する場合のみ。登録できる車は 1人1台 に限る） ※令和5年1月4日以降に車検をうけた場合は自動車検査証記録事項も必要 ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） <u>ETCを利用して割引を受けたい方はさらに④⑤⑥が必要です。</u> ④ 定形郵便物（封書）分 切手 ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等 ⑥ ETCカード（原則 障がい者本人名義 に限る）
申込み先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052



5 NHK放送受信料の減免

対 象 者	手 帳	全 額 免 除	半 額 免 除
	身体障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	視覚・聴覚障がい者の方が世帯主かつ受 信契約者 身体障害者手帳1、2級の方が世帯主か つ受信契約者
	知的障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	療育手帳Aの方が世帯主かつ受信契約 者
	精神障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	精神障害者保健福祉手帳1級の方が世 帯主かつ受信契約者
手 続 き 方 法	障害者手帳と印鑑を持参し、福祉事務所（ふれあい福祉課）で証明を受け NHK金沢放送局へ申請		
備 考	防衛省の減免と併用できます。 「全額免除」は世帯分離をした家族と住居及び生計をともにしている場合、その方々の 市町村民税も非課税であることが必要です。		
申込み先	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10 NHK金沢放送局営業部 076-264-7010		

6 「104」電話番号無料「ふれあい案内」

電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号を案内します。利用には事前に登録が必要です。

対 象 者	視覚障がい1～6級、聴覚障がい2、3、4、6級、音声言語障がい3、4級 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2級 療育手帳保持者 精神障害者保健福祉手帳保持者
問い合わせ先	NTT 午前9時～午後5時まで（土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3 日）を除く） 0120-104174

7 点字郵便の料金無料

対 象 者	視覚障がい者
内 容	点字郵便物(点字のみを掲げたものを内容とするもの)で封筒を半開封とし左上部に 「点字用郵便」と表示したものは、3kgまで郵便料が無料扱いとなります。
問い合わせ先	小松郵便局 0570-943-848

8 携帯電話基本料金等の割引

対 象 者	手帳保持者
問い合わせ先	NTT ドコモ・ソフトバンク・au 等 詳しくは各社へお問い合わせください。

9 入場料の割引

各種施設利用において、手帳を呈示すれば、割引されるところがあります。

小松市内で割引を受けることができる施設では、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」をご利用いただけます。詳しくはミライロ ID のホームページまたは小松市役所ふれあい福祉課（24-8052）またはスマートシティ推進課（24-8048）へご確認ください。

対象となっている主な施設

施 設 名	対 象 者	割 引 額
小松サン・アビリティーズ	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人無料
小松市スポーツ施設	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人減免あり 詳細は各施設にご確認ください
小松市文化施設	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	各施設にご確認ください
サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	本人のみ観覧料2割引
のとじま水族館 いしかわ動物園 ふれあい昆虫館 辰口丘陵公園温水プール	身体障害者手帳1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～2級 または療育手帳A保持者	本人無料 介助者1名無料
	身体障害者手帳4～6級 精神障害者保健福祉手帳3級 または療育手帳B保持者	本人無料
兼 六 園	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	本人無料 介助者1名無料
県立美術館		本人無料 介助者1名無料
県立歴史博物館		本人無料 介助者1名無料
白山ろく民俗資料館		本人無料 介助者1名無料
健民海浜プール		210円に割引
県立スポーツ施設等		無料（介助者については各施設にご確認ください）
変更のある場合がありますので、必ず各施設へご確認ください。		